

(様式 2)

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課所名	農業政策課	整理番号	1-1
許認可等の種類	開発行為の中止命令、復旧命令			
根拠法令条例等・条項	農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 3			
許認可等の概要	開発行為の中止命令、復旧命令			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	別紙のとおり			
基準の制定根拠	農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 3、農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 C 第 261 号農林水産省構造改善局長通知）第 20 の 1～3 に準拠			

○ 農業振興地域の整備に関する法律（抜粋）

（監督処分）

第十五条の三 都道府県知事等は、開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、前条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した同条第五項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

○ 農業振興地域制度に関するガイドライン（抜粋）

第20 法第15条の3関係（監督処分）

1 監督処分を行うに当たっての留意事項

法第15条の3の監督処分（以下「監督処分」という。）は、開発行為の制限の制度を実効あらしめるための措置であり、その運用に当たっては、違反行為の早期把握とこれに対する迅速な処分に努めることが重要である。

また、「復旧に必要な行為をすべき旨を命ずる」に当たっては、命令の相手方に対し、当該開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度を超えて過重な負担を課することのないようにすることが重要である。

2 市町村の処理

都道府県知事等が監督処分を行うに当たっては、市町村整備計画を管理している市町村の協力が不可欠であることから、市町村は、必要に応じ、次のような処理を行うことが望ましい。

なお、違反行為が農地法に基づく違反転用に該当する場合には、市町村は、農業委員会と十分な連絡調整を図り、連携して対応すること。

(1) 違反行為者の連絡

市町村は、法第15条の3の規定による命令をすべき開発行為を行っている者（以下「違反行為者」という。）に係る違反開発等の事案（以下「違反事案」という。）を知ったときは、速やかにその事情を調査すること。また市町村（指定市町村を除く。）は、遅滞なく、その結果を都道府県に連絡すること。

なお、都道府県への連絡に当たっては、別紙「農業振興地域制度に関する参考様式集」第9の（様式4）に示す違反開発行為報告書の様式を参考とされたい。

(2) 開発行為の中止

市町村は、違反事案の内容からみて、直ちに開発行為を中止させないと当該土地を農用地等として利用することが困難となるおそれがある場合、周辺農用地等に土砂が流出し又は汚濁水が流入して災害等を発生させるおそれがある場合等には、開発行為の中止、適切な防災措置を講ずるよう違反行為者を指導すること。

(3) 履行の指導

市町村は、違反行為者に対する都道府県知事の勧告、命令等があったときは、その内容が遵守履行されるよう違反行為者を指導すること。

(4) 履行完了の連絡

市町村（指定市町村を除く。）は、(3)の履行が完了したときは、遅滞なく都道府県にその旨を連絡すること。

(5) 履行停滞に対する指導及び連絡

市町村は、違反行為者が(3)の履行を遅滞していると認められる場合には、その履行を督促し、併せて遅滞している理由及び履行状況を報告するよう違反行為者を指導すること。また、市町村（指定市町村を除く。）は、報告があった場合にはその内容を都道府県に連絡すること。

(6) 違反事案処理簿

市町村は、違反事案の処理経過を明確にし、事後の指導の便に資するため、違反事案処理簿を作成し、これを保管すること。

3 都道府県知事等の処理

都道府県知事等が監督処分を行うに当たっては、次のことに留意することが適当と考えられる。

(1) 勧告

都道府県知事等は、市町村（指定市町村を除く。）や市町村の住民等からの連絡、現地調査等により違反事案を知ったときは、必要に応じ、違反行為者に対して開発行為の中止を勧告することが望ましいこと。

この場合において、必要に応じ、この勧告に従わない場合には法第15条の3の規定による命令をしようとしている旨及びこれに対し弁明を行うことができる旨を併せて通知すること。また、都道府県知事は、これらの勧告及び通知の内容について、必要に応じ市町村（指定市町村を除く。）に連絡すること。

なお、違反行為者への通知に当たっては、別紙「農業振興地域制度に関する参考様式集」第9の（様式5）に示す違反開発行為通知書の様式を参考とされたい。

(2) 命令

都道府県知事等は、違反事案の内容及び(1)の弁明内容の検討を行い、違反事案に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保する観点から、必要に応じて開発行為の中止又は復旧の命令を行うこと。この場合において、都道府県知事は、当該命令の内容を必要に応じ市町村（指定市町村を除く。）に連絡すること。

なお、違反行為者への命令に当たっては、別紙「農業振興地域制度に関する参考様式集」第9の（様式6）に示す違反開発行為命令書の様式を参考とされたい。

(3) 他法令監督処分担当部局との調整

都道府県知事等は、法第15条の3の規定による処分をするに当たっては、当該処分の対象となる行為についての農地法、都市計画法、森林法その他の土地に関する

る行為の制限を定める法令による監督処分を担当部局とあらかじめ十分連絡調整することが望ましいこと。

なお、都道府県知事等は、開発行為の中止又は復旧の命令を行うに当たって、当該処分の対象となる行為が、農地法に基づく違反転用に該当する場合は、必要に応じて農地法第51条第1項に基づく処分又は命令と同時に行うこと。

(4) 違反事案処理簿

2 の(6)と同様の違反事案処理簿を作成し、これを保管することが望ましいこと。